

政 委 第 3 号

平成 20 年 1 月 31 日

文部科学省独立行政法人評価委員会

委員 長 渡 邊 正 太 郎 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 大 橋 洋 治

平成 18 年度における文部科学省所管独立行政法人の業務の実績
に関する評価の結果等についての意見

当委員会は、平成 19 年 8 月 31 日付けをもって貴委員会から通知のあった「平成 18 年度に係る業務の実績に関する評価の結果について(通知)」等に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、よろしくお取り計らい願います。

当委員会としては、平成 19 年 7 月 11 日に取りまとめた「業務実績評価に関する当面の取組方針」等に沿って、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的に評価を行ったところです。

今後、貴委員会におかれては、本意見を着実に具体化していただくとともに、一部の独立行政法人における不祥事の発覚等により独立行政法人全体が不信の目でみられていること、業務実績評価に関する各府省の評価委員会における取組が不十分ではないかとの指摘があることなどを踏まえ、国民の視点に立った厳格かつ客観的な評価を行っていただくよう願います。

さらには「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)が策定されたことなどを踏まえ、評価の質の更なる向上のため、一層の御努力をお願いします。

平成18年度における文部科学省所管独立行政法人の業務の実績 に関する評価の結果についての意見

平成18年度における文部科学省所管27法人（国立特殊教育総合研究所、大学入試センター、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、国立国語研究所、国立科学博物館、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、放射線医学総合研究所、国立美術館、国立博物館、文化財研究所、教員研修センター、科学技術振興機構、日本学術振興会、理化学研究所、宇宙航空研究開発機構、日本スポーツ振興センター、日本芸術文化振興会、日本学生支援機構、海洋研究開発機構、国立高等専門学校機構、大学評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センター、メディア教育開発センター、日本原子力研究開発機構、日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)）の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果（以下「評価結果」という。）については、以下のとおり改善すべき点がみられた。

【所管法人共通】

（評価の基準の明確化等）

- ・ 貴委員会は、業務の実績に関する評価を平成18年度までに5回、中期目標期間終了時の事務・事業の見直し作業も昨年未までに経験している。独立行政法人に係るPDCAサイクルの中で必要な評価を行うためには、評価手法や作業の不断の改善が求められるが、その意味では、多くの有用な経験が蓄積されつつあると考えられる。

貴委員会による業務の実績に関する評価は、貴委員会が定めた評価基準に基づき、中期目標等に定められた個別項目ごとに5段階評定区分(S、A、B、C、F)で行うこととなっている。しかしながら、外形上、同じような中期目標の達成度でありながら、S評定（特に優れた実績を上げている。）となっている項目やA評定（中期計画どおり、又は中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調、又は中期目標を上回るペースで実績を上げている。）となっている項目があるなど当該評定とした理由が分かりにくいものとなっている。また、複数の項目を組み合わせる評価を行う大項目等についても、評定の理由、根拠等が明示されていない。

このようなことを踏まえ、貴委員会として、十分な説明責任を果たす観点から、中期目標等の達成度合いを数値化して示すなどの方法も工夫しつつ、評価の基準についてより客観的かつ明確なものとなるよう見直すとともに、評価の結果についてもその考え方、理由、根拠等を評価の基準との関係において分かりやすく説明すべきである。

(目的積立金)

- ・ 目的積立金に係る今後の評価に当たっては、独立行政法人が自ら効率的な運営を行うためのインセンティブである目的積立金の計上の促進に資するため、当期総利益を計上していながら目的積立金を申請していない法人について、利益の発生要因を分析し目的積立金を申請していない理由等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。

(資産の有効活用)

- ・ 資産の有効活用に係る今後の評価に当たっては、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定。以下「整理合理化計画」という。）Ⅲ－1－(2)「保有資産の見直し」において、見直し状況について評価委員会による事後評価を行うこととされたことをも踏まえ、主要な固定資産についての減損会計の情報（保有目的、利用実績など）なども十分活用して保有目的・利用状況を把握した上で資産の活用状況についての評価を行うべきである。

(官民競争入札等の活用)

- ・ 業務運営の効率化に係る今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(3)「官民競争入札等の積極的な適用」において官民競争入札等の積極的な導入を推進することとされ、また、Ⅲ－2－(1)－③「管理会計の活用及び情報開示の在り方」において管理会計の活用により事務・事業別、部門別といった単位における費用を明確にするとされていることをも踏まえ、高コスト構造となっている業務などについて、経費削減の手段としての官民競争入札等の活用についての評価を行うべきである。

(内部統制)

- ・ 内部統制に係る今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－２－(1)－①「業務遂行体制の在り方」をも踏まえ、コンプライアンス体制の整備状況（倫理行動規程の策定、第三者を入れた倫理委員会等の設置、監事による内部統制についての評価の実施など）等についての評価を行うべきである。

(当委員会の意見を踏まえた評価)

- ・ 当委員会が貴委員会に通知してきた業務の実績に関する評価の結果についての意見を踏まえた評価が行われていないものが一部みられることから、的確な評価を行われたい。

上記の事項に加え、個別に指摘すべき意見のある法人及びその内容は、以下のとおりである。

【独立行政法人大学入試センター】

- ・ 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施することとされている。本法人の給与水準は対国家公務員指数で平成18年度100.1（事務・技術職員）と国家公務員の水準を上回っているにもかかわらず、評価結果において、給与水準の適切性等について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－１－(4)「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。

【独立行政法人国立国語研究所】

- ・ 基幹的な調査研究の実施については、「大規模汎用日本語データベース」に対する期待が高いこと等を理由としてS評定（特に優れた実績を上げている。）とされているが、平成18年度現在においては全体設計の確定という段階にしかすぎず、本格的な運用段階とはなっていないことから、成果・効果の検証を行えるまでには至っておらず、S評定とする理由が不十分である。今後の評価に当たっては、同データベースの構築状況や、その成果の達成状況等を可能な限り定量的に業務実績報告書等で明らかにさせ

た上で評価を行うべきである。

- ・ 随意契約の適正化については、「独立行政法人における随意契約の適正化について」（平成19年2月16日付け総務省行政管理局長及び行政評価局長から各府省官房長あて事務連絡）において、各府省の年度評価等の際に平成18年11月の当委員会の指摘を踏まえて事後評価を行うことが要請されている。しかしながら、業務実績報告書等において随意契約件数等の実績は記載されているものの、評価結果において、随意契約の適正化の取組について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(1)「随意契約の見直し」等をも踏まえ、「随意契約見直し計画」の実施状況等について厳格な評価を行うべきである。
- ・ 行政改革の重要方針において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施することとされている。本法人の給与水準は対国家公務員指数で平成18年度101.8（事務・技術職員）と国家公務員の水準を上回っているにもかかわらず、評価結果において、給与水準の適切性等について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(4)「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。

【独立行政法人国立科学博物館】

- ・ 展示公開及びサービスの状況については、過去最高の入館者数を獲得したことなどから、S評定（特に優れた実績を上げている。）とされているが、評価結果においては、平成17年度及び18年度の実績のみが言及されている。今後の評価に当たっては、評価結果において少なくとも直近5年間の入館者数の経年変化等を明らかにした上で、国民に分かりやすい形で展示公開及びサービスの状況についての評価を行うべきである。

【独立行政法人防災科学技術研究所】

- ・ 国及び地方公共団体の防災行政への貢献に関する事項については、情報提供数が中期計画における目標を大きく上回っている（中期計画：毎年100件以上、平成18年度

実績：241 件) ことから、S 評定 (特に優れた実績を上げている。) とされているが、評価結果においてはこの 18 年度実績に係る具体的な数値にまで言及されていない。今後の評価に当たっては、評価結果において具体的な数値を明らかにした上で、国民に分かりやすい形で国及び地方公共団体の防災行政への貢献についての評価を行うべきである。

- ・ 本法人には、平成 18 年度末現在で関連公益法人等が 3 法人あり、調査・研究事業の一部について業務委託を行っているが、評価結果において、関連公益法人等に対する業務委託の妥当性について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－2－(1)－②「関連公益法人等との人・資金の流れの在り方」等をも踏まえ、関連公益法人等に対する業務委託の妥当性について評価を行うべきである。

【独立行政法人科学技術振興機構】

- ・ 利益剰余金については、「一般勘定」において、平成 18 年度に当期総利益約 2.9 億円が発生し年度末に約 15.7 億円が計上されているが、その発生要因について評価結果において言及されていない。今後の評価に当たっては、利益剰余金の発生要因を評価結果において明らかにした上で、業務運営の適切性についての評価を行うべきである。

【独立行政法人理化学研究所】

- ・ 利益剰余金については、平成 18 年度に当期総利益約 5.7 億円が発生し年度末に約 17.7 億円が計上されているが、その発生要因について評価結果において言及されていない。今後の評価に当たっては、利益剰余金の発生要因を評価結果において明らかにした上で、業務運営の適切性についての評価を行うべきである。
- ・ 本法人には、平成 18 年度末現在で関連公益法人が 2 法人あり、脳科学総合研究等の一部について業務委託を行っているが、評価結果において、関連公益法人に対する業務委託の妥当性について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－2－(1)－②「関連公益法人等との人・資金の流れの在り方」等をも踏まえ、関連公益法人に対する業務委託の妥当性について評価を行うべきである。

- 行政改革の重要方針において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施することとされている。本法人の給与水準は対国家公務員指数で平成18年度124.8（事務・技術職員）と国家公務員の水準を大きく上回っているにもかかわらず、評価結果において、給与水準の適切性等について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(4)「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って、給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。

【独立行政法人日本スポーツ振興センター】

- 国立代々木競技場の運営・提供業務については、稼働日数が中期計画の目標を上回ったことからA評定（中期計画どおり、又は中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調、又は中期目標を上回るペースで実績を上げている。）とされており、今後も自己収入の増加につながるように、稼働日数の確保を期待するとされている。しかし、第一体育館の稼働日数の内訳をみると、スポーツの振興以外の目的での利用が66.3%を占めていることから、今後は、こうした利用に供することが本来目的での利用に支障を来さないか否かを踏まえた上で評価を行うべきである。
- 学校安全普及業務、食に関する支援業務及び衛生管理に関する支援業務については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成19年12月21日政策評価・独立行政法人評価委員会。以下「勧告の方向性」という。）において、「学校安全支援業務（仮称）」に一本化し、災害共済給付業務に関連するものに重点化するとともに、次期中期目標期間終了時まで、各事業の在り方について、必要性・有効性を厳格に検証し、結論を得るものとするとしている。今後は、こうしたことを踏まえ、成果・効果に係る適切な指標を設定した上で評価を行うべきである。
- スポーツ振興投票業務については、勧告の方向性において、平成21年度末を目途に、実施体制の在り方も含め見直しを検討し、結論を得るものとするとしている。今後は、こうしたことを踏まえ、評価を行うべきである。
- 行政改革の重要方針において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の

水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施することとされている。本法人の給与水準は対国家公務員指数で平成18年度111.0（事務・技術職員）と国家公務員の水準を上回っているにもかかわらず、評価結果において、給与水準の適切性等について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(4)「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って、給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。

【独立行政法人日本学生支援機構】

- ・ 行政改革の重要方針において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施することとされている。本法人の給与水準は対国家公務員指数で平成18年度112.9（事務・技術職員）と国家公務員の水準を上回っているにもかかわらず、評価結果において、給与水準の適切性等について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(4)「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。

【独立行政法人海洋研究開発機構】

- ・ 行政改革の重要方針において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施することとされている。本法人の給与水準は対国家公務員指数で平成18年度118.0（事務・技術職員）と国家公務員の水準を上回っており、このことについて、評価結果においては、「水準も適正である」として、A評定（中期計画どおり、又は中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調、又は中期目標を上回るペースで実績を上げている。）とされているが、その理由等について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(4)「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って、給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。

【独立行政法人国立高等専門学校機構】

- ・ 総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、平成18年度以降の5年間で5%以上の

削減を行うことを基本とされている。本法人については、総人件費の削減に係る目標値が中期計画や年度計画に盛り込まれているものの、評価結果において、その達成状況等について言及されていない。今後の評価に当たっては、総人件費削減の達成状況について業務実績報告書等で明らかにさせた上で、削減に向けた取組状況や効果についての的確な評価を行うべきである。

【独立行政法人大学評価・学位授与機構】

- ・ 総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律等に基づき、平成 18 年度以降の 5 年間で 5 %以上の削減を行うことを基本とされている。本法人については、平成 18 年度の総人件費削減実績が対前年度比 0.6%の減少となっており、A 評定（中期計画どおり、又は中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調、又は中期目標を上回るペースで実績を上げている。）とされているものの、その理由が評価結果において言及されていない。今後の評価に当たっては、総人件費削減の達成状況について業務実績報告書等で明らかにさせた上で、削減に向けた取組状況や効果についての的確な評価を行うべきである。
- ・ 行政改革の重要方針において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施することとされている。本法人の給与水準は対国家公務員指数で平成 18 年度 103.9（事務・技術職員）と国家公務員の水準を上回っているにもかかわらず、評価結果において、給与水準の適切性等について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－(4)「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って、給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。

【独立行政法人メディア教育開発センター】

- ・ 法人の運営体制の改善状況、研究開発及び組織の見直し状況、並びに人事の適正化の状況については、S 評定（特に優れた実績を上げている。）とされ、その理由として、
 - ① 法人の運営体制の改善状況については、研究開発部と普及促進部に関する組織の大幅な見直しを推進したこと、
 - ② 研究開発及び組織の見直し状況については、従来のプロジェクトを事業の内容・性

格等に応じて「プロジェクト」と「特定事業」に区分し、変革的な再編を実施したこと、
③ 人事の適正化の状況については、積極的な人事交流の断行や外部への派遣研修への積極的派遣を行ったこと、
などが挙げられている。

しかしながら、これらについては、成果・効果の分析・検証までは行われておらず、S
評定とする理由が不十分である。したがって、今後は、成果・効果の分析・検証を含め評価
を行うべきである。

- ・ 随意契約の適正化については、「独立行政法人における随意契約の適正化について」
において、各府省の年度評価等の際に平成18年11月の当委員会の指摘を踏まえて事後
評価を行うことが要請されている。しかしながら、業務実績報告書等において随意
契約件数等の実績は記載されているものの、評価結果において、随意契約の適正化の
取組について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－1－
(1)「随意契約の見直し」等をも踏まえ、「随意契約見直し計画」の実施状況等につい
て厳格な評価を行うべきである。

【独立行政法人日本原子力研究開発機構】

- ・ 「一般勘定」において、平成18年度末で約4.2億円の繰越欠損金が計上されている
が、その発生要因について業務実績報告書等に記載されておらず、評価結果において
も言及されていない。今後の評価に当たっては、繰越欠損金の発生要因を業務実績報
告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。
- ・ 平成19年6月以降に発覚した核燃料物質による汚染に係る報告漏れへの対応・対策
については、18年度業務実績評価において、「特記事項」として、来年度の評価にお
いて評価を行うこととされているが、その際には、発生原因や事態の経緯を明らかに
した上で厳格な評価を行うべきである。

中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果 についての意見

【独立行政法人教員研修センター及び独立行政法人科学技術振興機構】

独立行政法人教員研修センター及び独立行政法人科学技術振興機構については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成 18 年 11 月 27 日付け政委第 23 号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知。以下「勧告の方向性」という。）の取りまとめに当たり、その組織及び業務の全般にわたる見直しの中で、個々の中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行ったところであり、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 34 条第 3 項に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。

なお、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び効率化が、的確な業務の進捗^{ちよく}と併せて推進されるよう、貴委員会は、毎年度の厳格かつ的確な評価に努められたい。